

物品売買契約書

売出人 葉山町（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）とは、本契約書に定めるもののほか、葉山町契約規則及び葉山町インターネット公有財産売却ガイドライン等の諸規定を遵守し物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 甲は、その所有する次の物品を乙に売り払い、乙はこれを買受ける。

区分番号	物品名	数量

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 _____ 円（消費税を含む）とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、前項の売買代金を甲が指定する納付期限までに、甲が指定する預貯金口座に銀行振込により全額納付するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は本契約を締結するに当たり、契約保証金（入札保証金を充当）を納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 物品の所有権は、本契約を締結し、乙が売買代金の全部を納付したときに移転し、その費用は乙の負担とする。

（物品の受領）

第7条 乙は、前条の規定による手続きが完了したときは、速やかに物品を受領するものとし、甲の指定する年 月 日までに物品を搬出しなければならない。

2 乙は、物品を葉山町で受領する。ただし、配達による引き渡しを希望する場合は配達依頼書を甲に提出するものとする。

3 乙は、物品の受領後、速やかに売買物件受領書を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第8条 本契約の締結後、物品が甲の責めに帰することのできない事由により破損、焼失等により損失した場合は乙の負担とする。

（担保責任）

第9条 乙は、本契約の締結後、物品に隠れた瑕疵等があることを発見しても売買代金の減額又は損害賠償の請求若しくは本契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができる。この場合、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の規定により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（損害賠償）

第11条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（契約の締結に要する費用）

第12条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第13条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

（補則）

第14条 本契約に定めのない事項、又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議をして決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

売出人 住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内2 1 3 5 番地

氏名 葉山町長 山梨 崇仁 ㊟

買受人 住所 _____

氏名 _____ ㊟